「公文書情報提供サービス」 10月30日(月)から開始

公文書情報提供サービス

○インターネットで、ほしい公文書情報を 依頼

○2週間以内を目途に電子データ提供

○手数料は無料

利用方法

○都のホームページ「情報公開ポータル」の「情報提供サービス」へとアクセスし依頼

情報公開ポータル

公文書の情報公開

- 公文書情報の入手 情報提供サービス・開示請求
- > 各局における開示状況
- 情報公開制度 情報公開に関する条例及び関係規則、制度の運用状況

公文書情報の入手

公文書情報を入手いただくには2種類の方法があります。

ご希望の方法を選択してください。

開示請求

情報公開条例に基づく行政手続です。 紙な どの提体で写しを交付し、その交付には手 教料がかかります。

情報提供サービス

公文書情報の電子データを無料で入手で きる行政サービスです。